

## 東区生活交通改善プランにおける 前期計画の計画期間延長と後期計画の策定について

### ■ 東区生活交通改善プランとは

東区生活交通改善プランは、「にいがた都市交通戦略プラン（基本計画）」の実施計画である「新潟市地域公共交通網形成計画（「新潟市地域公共交通計画」へ変更予定）」の一部として、東区の実情に即した誰もが移動しやすい地域交通の実現を目指して策定しているものです。

### ■ 前期計画の計画期間延長と後期計画の策定について

東区生活交通改善プランの上位計画である「にいがた都市交通戦略プラン（後期）実施計画」及び「新潟市地域公共交通網形成計画」の改定（「新潟市地域公共交通計画」へ変更予定）について、昨年度末より、新型コロナウイルスによる影響を考慮するための調査、及びその結果を反映させる作業を進めてきました。

しかし、新潟市と新潟交通株式会社との新たな連携協定が締結されたことを受け、同連携協定と新潟市地域公共交通計画を連動させるための調整を行う必要が新たに生じたことから、改定作業に想定以上の期間を要し、令和6年度に策定、公表されることになりました。

以上を踏まえ、東区生活交通改善プラン（後期計画）についても上位計画に即した効果的な計画とするため、下記の対応とさせて頂きたいと考えています。

- ① 後期計画の検討時間を十分に確保するため、前期計画を令和6年度末まで延長する。
- ② 後期計画は令和6年度中に検討を行い、計画の始期を令和7年度とする。
- ③ 前期計画の令和6年度に実施する事業内容は、令和7年度からの後期計画を見据え、令和5年度の実施内容をベースに決定するものとする。

